

岩手県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成20年2月1日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

種別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人杏林会イーハトーブ介護リハビリセンター	花巻市湯口字志戸平14番地1	平成20年1月16日